

会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（計算書類及び連結計算書類）新旧対照表

新 Ⅲ 計算書類				旧 Ⅲ 計算書類			
第1 貸借対照表				第1 貸借対照表			
[記載例]				[記載例]			
貸借対照表 (平成〇年〇月〇日現在)				貸借対照表 (平成〇年〇月〇日現在)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××	流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××	現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××	受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××	売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	リース債務	×××	有価証券	×××	未払金	×××
商品及び製品	×××	未払金	×××	製品	×××	未払費用	×××
仕掛品	×××	未払費用	×××	原材料	×××	未払法人税等	×××
原材料及び貯蔵品	×××	未払法人税等	×××	仕掛品	×××	前受金	×××
前払費用	×××	前受金	×××	貯蔵品	×××	預り金	×××
繰延税金資産	×××	預り金	×××	前払費用	×××	前受収益	×××
その他	×××	前受収益	×××	繰延税金資産	×××	〇〇引当金	×××
貸倒引当金	△ ×××	〇〇引当金	×××	その他	×××	その他	×××
固定資産	×××	その他	×××	貸倒引当金	△ ×××	固定負債	×××
有形固定資産	×××	固定負債	×××	固定資産	×××	社債	×××
建物	×××	社債	×××	有形固定資産	×××	長期借入金	×××
構築物	×××	長期借入金	×××	建物	×××	〇〇引当金	×××
機械装置	×××	リース債務	×××	構築物	×××	その他	×××
車両運搬具	×××	〇〇引当金	×××	機械装置	×××	負債合計	×××
工具器具備品	×××	その他	×××	車両運搬具	×××	(純資産の部)	
土地	×××	負債合計	×××	工具器具備品	×××	株主資本	×××
リース資産	×××	(純資産の部)		土地	×××	資本金	×××
建設仮勘定	×××	株主資本	×××	建設仮勘定	×××	資本剰余金	×××
その他	×××	資本金	×××	その他	×××	資本準備金	×××
無形固定資産	×××	資本剰余金	×××	無形固定資産	×××	その他資本剰余金	×××
ソフトウェア	×××	資本準備金	×××	ソフトウェア	×××	利益剰余金	×××
リース資産	×××	その他資本剰余金	×××	のれん	×××	利益準備金	×××
のれん	×××	利益剰余金	×××	その他	×××	その他利益剰余金	×××
その他	×××	利益準備金	×××	投資その他の資産	×××	〇〇積立金	×××
投資その他の資産	×××	その他利益剰余金	×××	投資有価証券	×××	繰越利益剰余金	×××
投資有価証券	×××	〇〇積立金	×××	関係会社株式	×××	自己株式	△ ×××

関係会社株式	×××	繰越利益剰余金	×××
長期貸付金	×××	自己株式	△ ×××
繰延税金資産	×××	評価・換算差額等	×××
その他	×××	その他有価証券評価差額金	×××
貸倒引当金	△ ×××	繰延ヘッジ損益	×××
繰延資産	×××	土地再評価差額金	×××
社債発行費	×××	新株予約権	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。

第3 株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1)～(2) (省略)
- (3) 会社法上、株主資本等変動計算書の様式は規定されていないが、XBRL導入後の有価証券報告書に含まれる株主資本等変動計算書の様式に準じて、縦並び形式で作成することも考えられる。

第4 個別注記表

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

[記載例]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)～(2) (省略)

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

(記載上の注意)

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されている(ただし、平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。) 決算期と適用時期の関係から、当該会計基準を適用しておらず、従来の会計処理方法を採用している場合には、以下のように記載することが考えられる。

長期貸付金	×××	評価・換算差額等	×××
繰延税金資産	×××	その他有価証券評価差額金	×××
その他	×××	繰延ヘッジ損益	×××
貸倒引当金	△ ×××	土地再評価差額金	×××
繰延資産	×××	新株予約権	×××
社債発行費	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

- 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。

第3 株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1)～(2) (同左)

第4 個別注記表

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

[記載例]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)～(2) (同左)

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による低価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(記載上の注意)

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する(ただし、平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。) こととされている。当該会計基準を適用している場合には、以下のように記載することが考えられる。

通常の販売目的で保有する棚卸資産
製品、原材料、仕掛品……移動平均法による低価法
貯蔵品……最終仕入原価法

2-2. 固定資産の減価償却の方法

[記載例]

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(記載上の注意)

- (1)～(2) (省略)
- (3) 決算期と適用時期の関係から、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」を適用していない場合には、[記載例]の「(3) リース資産」に関する記載を行わない。
- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) (省略)

- (2) ヘッジ会計の処理

通常の販売目的で保有する棚卸資産
製品、原材料、仕掛品……移動平均法による原価法
貯蔵品……最終仕入原価法
なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

2-2. 固定資産の減価償却の方法

[記載例]

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。

(記載上の注意)

- (1)～(2) (同左)

2-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) (同左)
- (2) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(記載上の注意)

(1) 「4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」では、「計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項」(「会計方針」という)のうち、上記1から3以外の重要なものを記載する。

(2) 「中小企業の会計に関する指針」の「74-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理」に基づいて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合には、以下の記載を追加する。

(○) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

[記載例] (省略)

(記載上の注意)

固定資産に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について、借主が賃貸借取引として処理している場合に注記する。

そのため、注記対象となるのは、所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合、あるいは「中小企業の会計に関する指針」の「74-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理」に基づいて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合となる。

上記の記載例の他、会計基準の定めに基づいて、当該リース物件の全部または一部に関して次の事項を注記することもできる。

(省略)

8. 関連当事者との取引に関する注記

(記載上の注意)

(1) 株式会社と関連当事者との間に取引がある場合で、重要な取引について記載する(当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む)。

(2) 関連当事者の範囲は次のとおりである。

①～⑤ (省略)

⑥ 当該株式会社の主要株主(自己または他人の名義をもって当該株式会社の総株主の議決権の

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(記載上の注意)

「4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」では、「計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項」(「会計方針」という)のうち、上記1から3以外の重要なものを記載する。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

[記載例] (同左)

(記載上の注意)

固定資産に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について、借主が賃貸借取引として処理している場合に注記する。上記の記載例の他、会計基準の定めに基づいて、当該リース物件の全部または一部に関して次の事項を注記することもできる。

(同左)

8. 関連当事者との取引に関する注記

(記載上の注意)

(1) 株式会社と関連当事者との間に取引がある場合で、重要な取引について記載する。

(2) 関連当事者の範囲は次の通りである。

①～⑤ (同左)

⑥ 当該株式会社の主要株主(自己または他人の名義をもって当該株式会社の総株主の議決権の

総数の100分の10以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ）

- イ 信託業を営む者が信託財産として所有する株式
- ロ 有価証券関連業を営む者が引受けまたは売出しを行う業務により取得した株式
- ハ 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式

- ⑦ 当該株式会社の役員及びその近親者
- ⑧ 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者
- ⑨ ⑥から⑧に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合には、子会社に相当するもの）
- ⑩ 従業員のための企業年金（当該株式会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

(3)～(5) (省略)

(6) 企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」では、連結子会社と関連当事者との間の取引は開示対象となるが、本注記表では開示対象とはならない。一方、同会計基準では、連結計算書類において相殺消去されている連結子会社との取引については開示対象とならないが、本注記表では開示対象となる。

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

[記載例]			
連結貸借対照表 (平成〇年〇月〇日現在)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	<u>リース債務</u>	<u>×××</u>
<u>商品及び製品</u>	×××	未払金	×××
<u>仕掛品</u>	×××	未払法人税等	×××
<u>原材料及び貯蔵品</u>	×××	繰延税金負債	×××
繰延税金資産	×××	〇〇引当金	×××
その他	×××	その他	×××
貸倒引当金	△ ×××	固定負債	×××
固定資産		社債	×××
有形固定資産	×××	長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	<u>リース債務</u>	<u>×××</u>

総数の100分の10以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ）

- イ 信託業を営む者が信託財産として所有する株式
- ロ 証券業を営む者が引受けまたは売出しを行う業務により取得した株式
- ハ 証券取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式

⑦ 当該株式会社の役員及びその近親者

⑧ ⑥及び⑦に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合には、子会社に相当するもの）

(3)～(5) (同左)

(6) 企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」では、子会社と関連当事者との間の取引は開示対象となるが、本注記表では開示対象とはならない。一方、同会計基準では、連結計算書類において相殺消去されている子会社との取引については開示対象とならないが、本注記表では開示対象となる。

IV 連結計算書類

第1 連結貸借対照表

[記載例]			
連結貸借対照表 (平成〇年〇月〇日現在)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	×××	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形及び買掛金	×××
受取手形及び売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	未払金	×××
<u>棚卸資産</u>	×××	未払法人税等	×××
繰延税金資産	×××	繰延税金負債	×××
その他	×××	〇〇引当金	×××
貸倒引当金	△ ×××	その他	×××
固定資産	×××	固定負債	×××
有形固定資産	×××	社債	×××
建物及び構築物	×××	長期借入金	×××
機械装置及び運搬具	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	その他	×××

機械装置及び運搬具	×××	〇〇引当金	×××
土地	×××	その他	×××
リース資産	×××	負債合計	×××
建設仮勘定	×××	(純資産の部)	
その他	×××	株主資本	×××
無形固定資産	×××	資本金	×××
ソフトウェア	×××	資本剰余金	×××
リース資産	×××	利益剰余金	×××
のれん	×××	自己株式	△ ×××
その他	×××	評価・換算差額等	×××
投資その他の資産	×××	其他有価証券評価差額金	×××
投資有価証券	×××	繰延ヘッジ損益	×××
繰延税金資産	×××	土地再評価差額金	×××
その他	×××	為替換算調整勘定	×××
貸倒引当金	△ ×××	新株予約権	×××
繰延資産	×××	少数株主持分	×××
社債発行費	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 「棚卸資産」として一括表示し、その内訳を示す科目及び金額を注記することも考えられる。

第3 連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1)～(2) (省略)
- (3) 会社法上、連結株主資本等変動計算書の様式は規定されていないが、XBRL導入後の有価証券報告書に含まれる連結株主資本等変動計算書の様式に準じて、縦並び形式で作成することも考えられる。

第4 連結注記表

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

2-3. 会計処理基準に関する事項

2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法

建設仮勘定	×××	負債合計	×××
その他	×××	(純資産の部)	
無形固定資産	×××	株主資本	×××
ソフトウェア	×××	資本金	×××
のれん	×××	資本剰余金	×××
その他	×××	利益剰余金	×××
投資その他の資産	×××	自己株式	△ ×××
投資有価証券	×××	評価・換算差額等	×××
繰延税金資産	×××	其他有価証券評価差額金	×××
その他	×××	繰延ヘッジ損益	×××
貸倒引当金	△ ×××	土地再評価差額金	×××
繰延資産	×××	為替換算調整勘定	×××
社債発行費	×××	新株予約権	×××
		少数株主持分	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(記載上の注意)

- 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。

第3 連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1)～(2) (同左)

第4 連結注記表

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

2-3. 会計処理基準に関する事項

2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法

[記載例]

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①～② (省略)

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

(記載上の注意)

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されている(ただし、平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。)。決算期と適用時期の関係から、当該会計基準を適用しておらず、従来の会計処理方法を採用している場合には、以下のように記載することが考えられる。

通常の販売目的で保有する棚卸資産

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による低価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2-3-(2) 固定資産の減価償却の方法

[記載例]

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(記載上の注意)

(1)～(2) (省略)

(3) 決算期と適用時期の関係から、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」を適用していない場合には、[記載例]の「③ リース資産」に関する記載を行わない。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

[記載例]

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①～② (同左)

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による低価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(記載上の注意)

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用する(ただし、平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。) こととされている。当該会計基準を適用している場合には、以下のように記載することが考えられる。

通常の販売目的で保有する棚卸資産

製品、原材料、仕掛品…移動平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

2-3-(2) 固定資産の減価償却の方法

[記載例]

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(記載上の注意)

(1)～(2) (同左)

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① (省略)

② ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

[記載例]

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① (同左)

② リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。